

国土交通省直轄業務等における働き方改革に向けた取り組み

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 かわじり たつ や 川尻 竜也

1. はじめに

調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保するうえで非常に重要な役割を担っています。一方、公共発注は単年度ごとの予算に従って実施することが基本となっていることから、履行期限が第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者ともに大きな負担となっているだけでなく、十分な照査期間が確保されないなどの業務成果の品質への懸念があります。

また、我が国の建設投資額は、1992年度をピークに急激に減少しており、受注競争の激化や受注高の減少が進行しました。この間、新規採用人数を抑制してきたことで、従業員の構成バランスが崩れたことによる今後の技術力の維持への懸念や、他の知的産業に比べ賃金水準が低いため、有能な技術者が集まりにくいといった懸念があります。

国土交通省では、これらの状況を踏まえ、毎年度、業務の履行状況や技術者給与実態調査等の各種調査を実施し、業務成果の品質確保や労働環境改善に資する取り組みを進めているところです。

本稿では、国土交通省における設計業務等の労働環境改善に関する取り組みの一部について、紹介します。

2. 履行期間等の確保

(1) 履行期限の平準化について

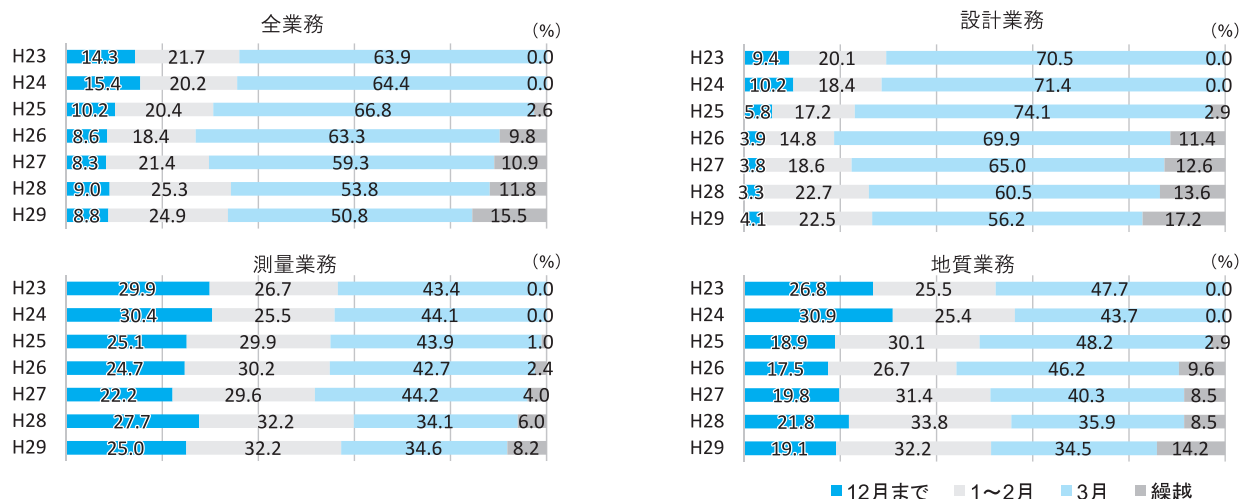
調査・設計業務等の履行期限は、第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者ともに大きな負担となっています。また、業務が集中することにより、不具合の発生する可能性も高くなることから、業務実施時期を平準化させることにより、成果の品質確保や業務環境の改善を図る必要があります。

そこで国土交通省では、業務の発注に当たっては早期発注等により、履行期限が年度末に集中しないような発注に努めています。また、測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務を対象に、履行期限の設定について、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が、以下の数値になることを目標としています。

- ・4～12月 25%以上（4～12月の合計）
- ・1～2月 25%以上（1・2月の合計）
- ・3月 50%以下

図－1に、上記目標に対する、平成23～29年度までの状況を示します。

全業務でみると、履行期限「3月」の割合が約64%から約51%まで減少していますが、当面の目標値である50%以下を達成できていない状況



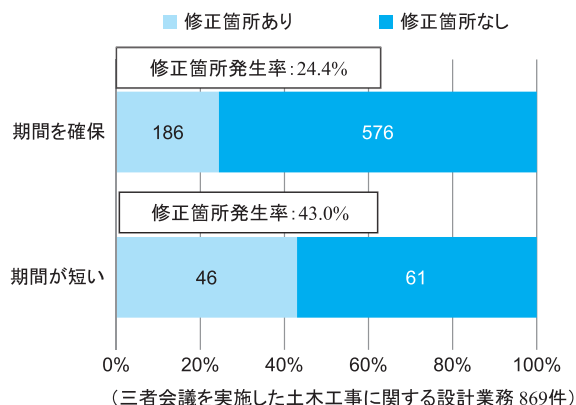
図－1 履行期限の状況

にあります。当面の目標値を達成するため、引き続き以下の諸施策を講じていきます。

- ・繰越制度（翌債）の活用
- ・適切な履行期限の延伸（繰越制度（明許）の活用）
- ・適正な履行期間を確保するための早期発注や国債の活用

(2) 適切な履行期間の設定

「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に基づき算定された履行期間と実際の履行期間を比較して、「履行期間を確保」している設計業務において発生した修正箇所割合は24.4%、「履行期間が短い」業務では43.0%となっており、適切な履行期間を確保することが品質確保につながる事が確認されています（図－2）。



図－2 品質と履行期間

このため国土交通省では、直轄の土木設計業務で適切な履行期間を確保するため、詳細設計業務を対象に、「契約金額」と「主な工種」を入力すると標準的な作業期間が表示される「履行期間設定支援ツール【詳細設計版】」を作成しました。発注時には本ツールにより履行期間を設定し、契約後は業務スケジュール管理表として活用する試行業務を平成30年度から実施しています。

令和元年度は、詳細設計業務に加え、検討業務等においても業務スケジュール管理表が活用できるよう、業務スケジュール管理表【検討業務版】を作成し、公開しています（図－3）。

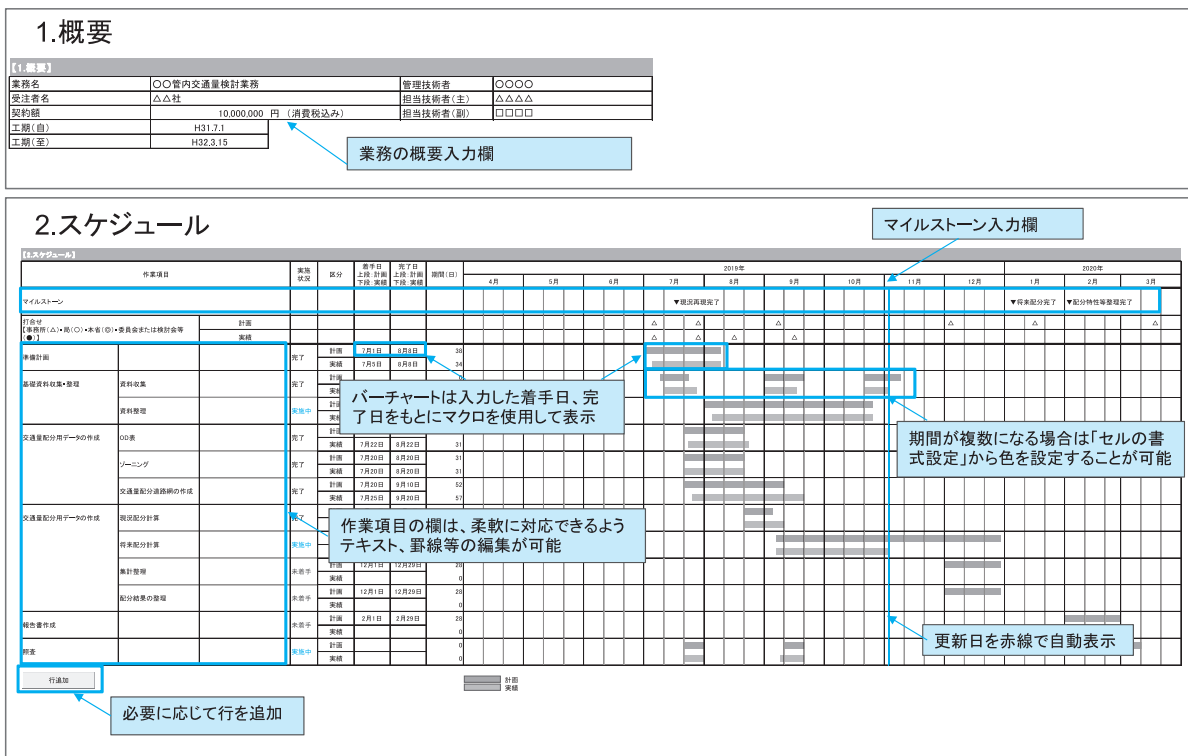
これら業務スケジュール管理表については、業務完了後に提出してもらい、実績データを確実に蓄積します。これを分析して標準期間を更新し、適切な履行期間の設定につなげていきます。

3. 受発注者のコミュニケーションの円滑化

国土交通省では、効率的な業務等の実施に当たり、関係者間の円滑なコミュニケーションを図るため、以下の取り組みを実施しています。

(1) ワンデーレスポンスの実施

円滑な業務の進捗を図るためには、遅滞のない応答が必要不可欠です。このため、国土交通省で



図－3 業務スケジュール管理表【検討業務版】

は、受注者から設計条件等に関する質疑・協議があった場合、可能な限りその日のうちに回答することとし、回答に検討期間を要する場合は、適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答を行うワンデーレスポンスの取り組みに努めるよう、平成28年度から共通仕様書に明記しています。

(2) ウィークリースタンスの実施

働き方改革を推進していくためには、休日や深夜の作業を強制することがないよう、発注者からの指示等の業務環境を改善していく必要があります。国土交通省では、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めるため、受発注者間でのルールを取り決め、設計業務等の効率化を図ることを目的として平成27年度に業務環境改善要領（案）を作成し、業務の進捗に差し支えない範囲で非効率的な受発注者間のやりとりの改善に努めてきました。

令和元年度は、これら取り組みについて設計業務等の品質確保重点方針に明記し、取り組み状況についてフォローアップを図ることとしています（表－1）。

表－1 ウィークリースタンスの取り組み内容

取り組み例	概要
マンデイ・ノーピリオド	月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない
フライデイ・ノーリクエスト	金曜日（休日前）は依頼しない
ワンウィーク・ノーオーバータイム	週に1回以上の定時退社日を設ける
オーバーファイブ・ノーミーティング	17時以降の打合せは行わない

(3) 情報共有システムの活用

国土交通省では、従前より工事において情報共有システムの活用を推進してきましたが、3次元データをより効果的に活用するため、設計業務等においても情報共有システムの活用が可能となるよう、平成30年度に情報共有システム機能要件を策定しました。平成30年度末には解説編を策定し、業務での情報共有システムの活用を推進しています。

令和元年度は、3次元データを取り扱う業務等において積極的に情報共有システムの活用を推進するとともに、通常の業務においても情報共有システムの活用を促進していきます。

(4) インターネット会議の推進

インターネット会議を実施することにより、関係者の参加による打合せの内容の高度化や移動時間の縮減等の業務の効率化が期待されます。このため、国土交通省では平成30年度から業務等におけるインターネット会議の試行を開始しました(図-4)。

令和元年度は、インターネット会議の活用を推進するとともに、総合評価やプロポーザル方式における入札手続きのヒアリングにおける活用の試行に取り組む予定です。

(5) オンライン電子納品に向けた検討

これまでの電子納品要領では、電子成果品を電子媒体に格納して提出する必要があったことから、必ずしも効率的な運用となっていませんでした。情報共有システムを活用することにより、成果品の確認等が容易になることから、電子成果品

の納品がオンライン上で可能となるよう、システムの構築に向けた検討を平成30年度に開始しました(図-5)。

平成30年度は、情報共有システムから電子データを支障なく移行可能かの試行を実施しており、特に課題等が見当たらなかったことから、令和2年度の運用開始を目指して、令和元年度中にオンライン電子納品システムの構築を実施する予定です。

4. おわりに

国土交通省では、引き続き設計業務等における業務改善に向けた取り組みを推進するとともに、意見交換会等を通じて、業界団体等における働き方改革の取り組みを促進してまいります。

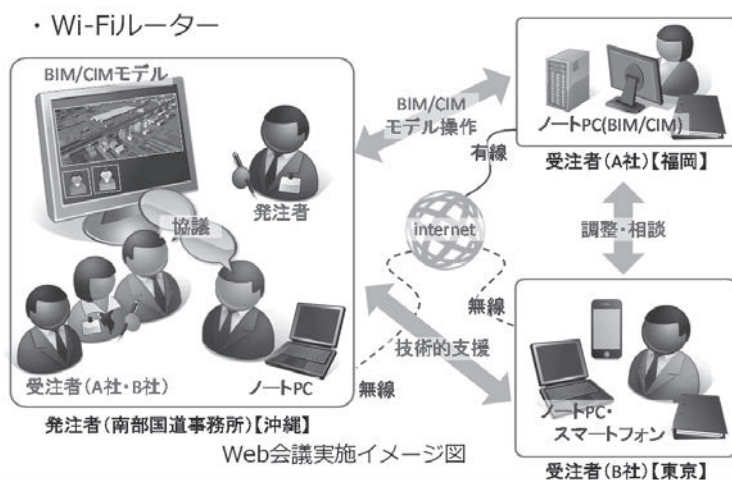


図-4 インターネット会議の活用

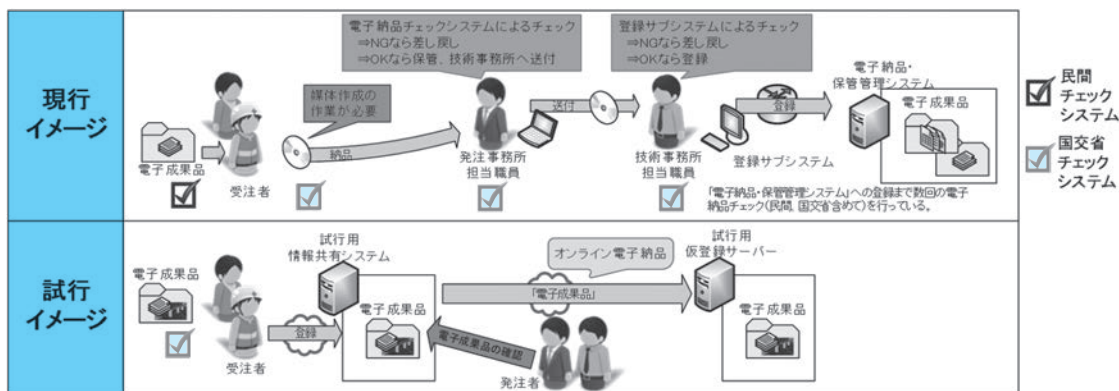


図-5 オンライン電子納品のイメージ